

一宮監公表第1号

令和3年5月31日

一宮市監査委員	和	家	淳
一宮市監査委員	岸	澤	修
一宮市監査委員	河	村	弘保
一宮市監査委員	中	村	かずひと

総合政策部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、総合政策部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

総合政策部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、総合政策部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

総合政策部（秘書課、広報課、政策課、市民協働課、危機管理課、新型コロナ対策室）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和2年4月1日から令和3年2月28日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討した上で、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目（監査対象の特性や想定されるリスクを勘案し、監査を効果的に行うために設定したもの）

- ア 平成30年度に実施した補助金等交付団体（地域づくり協議会）の監査結果に対し、講じられた措置が有効に機能しているか。（市民協働課）
- イ 災害等発生時に市民及び事業者等への情報提供が適時適切に行われる仕組みはあるか。また、被災者等の個人情報漏洩するリスクに対する策は講じられているか。（危機管理課、新型コロナ対策室）

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

総合政策部長、危機管理監、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和3年3月29日 ～令和3年5月17日
監査事務局による 実地調査	市民協働課	令和3年4月5日
	秘書課	令和3年4月6日
	政策課	令和3年4月8日
	危機管理課、 新型コロナ対策室	令和3年4月12日
	広報課	令和3年4月15日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	令和3年5月24日、同 月26日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 秘書課

特になし。

◎ 広報課

(1) 契約書の内容の不備

音声広報制作・放送等業務委託契約において、仕様書が契約書に添付されておらず、見積書の提出依頼時に付した条件の一部が契約書類から漏れた状態となっていた。契約の条件が確実に履行されるよう、契約書には漏れなく条件を記載又は仕様書を添付し、的確な事務処理をされたい。

◎ 政策課

(1) 時間外勤務手当の支払誤り

時間外勤務手当の支払に係る事務において、時間外勤務実績の報告書に記載誤りがあり、1名1時間分が過大に支払われていた。速やかに適正な処理をするとともに、チェック体制を強化し、手当の支給には万全を期されたい。

◎ 市民協働課

(1) 行政財産の目的外使用料徴収に係る事務の不備

市民活動支援センター貸事務所に係る行政財産の目的外使用料について、1か月ごとに徴収しているが、納期限を過ぎて納入されている月が散見され、延滞金が発生しているにもかかわらず徴収していない月や、地方自治法第231条の3第1項で、納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されているにもかかわらず、納付の催促はしていたものの期限を指定した督促を行っていない月があった。また、債権管理において、納付書の送達記録が残されておらず、使用者との交渉記録については、担当者のメモやメールの送受信履歴のみであり、納付交渉経過の記録が整備されていなかった。法令に基づき適切な措置を講じるとともに、債権の管理にあたっては、一連の経緯が把握できるよう管理体制を整えられたい。

(2) 契約の変更に係る事務の不備

一宮市内の交通安全等に関する業務委託契約において、イベントの中止や追加により、口頭で契約の相手方に業務内容や業務時間の変更を依頼しているが、その変更について判断した記録が残されていなかった。業務内容等の変更に係る経緯や理由が分かるように公文書を残されたい。

(3) 備品管理の不備

備品の管理については、一宮市物品等会計規則第18条第1項に、課長等は、備品の管理状況を毎年1回会計管理者に報告しなければならないと規定されており、これに基づき、所有している備品の現物と備品管理システムのデータを照合し、データの加除等を行わなければならない。直近の備品照合結果を確認したところ、会計管理者に適正に管理されていると報告しているものの、その決裁文書に添付された物品一覧には、所在不明、備品ラベル未貼付と記載されているものがあり、これらについて所管課に確認したところ未処理のままであった。また、物品一覧から抽出して調査したところ、照合を行っていないもの、不用決定処理が漏れていたもの、備品ラベル未貼付のものがあった。一宮市物品等会計規則に基づき速やかに是正するとともに、管理体制を構築し、備品管理に万全を期されたい。

◎ 危機管理課

(1) 契約に係る事務の不備

契約に係る事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 備蓄毛布保管及び輸送業務倉庫寄託契約において、契約書で定められている業務の完了報告が契約の相手方から行われていなかった。契約に基づく報告は漏れなく行うよう相手方を指導するとともに、業務が適切に行われているかどうか、報告書等で確認されたい。

イ 同契約において、契約期間を1年とする契約を締結しているが、自動更新条項を設けていた。地方自治法第232条の3に、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっている。長期継続契約の可否について検討のうえ、法令に基づき、適正な方法により契約を締結されたい。

◎ 新型コロナ対策室

特になし。